

廃炉発官 30 第 301 号
平成 31 年 2 月 28 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の
取り下げについて

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，平成30年10月26日付け廃炉発官30第211号をもって申請した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請書につきまして，下記の理由により取り下げることといたします。

記

取り下げる理由

上記変更認可申請書は，1号機廃棄物処理建屋における建屋最下階床面露出維持不可能に伴い，実施計画Ⅲ第3編1.7.1の「滞留水とサブドレンの水位管理について」に追加を行うものであるが，1号機廃棄物処理建屋最下階床面露出維持が可能となる見込みが得られたことから，変更認可申請が不要となったため。

以 上